

政策評価審議会 政策評価制度部会（第14回）議事要旨

1. 日 時 平成30年2月2日(金)15時00分から16時00分

2. 場 所 中央合同庁舎第2号館 総務省第1会議室

3. 出席者

(委員)

岡素之政策評価審議会長、牛尾陽子政策評価制度部会長代理、薄井充裕委員、田中弥生委員、田渕雪子委員、白石小百合臨時委員、田辺国昭臨時委員、加藤浩徳専門委員、堤盛人専門委員

(総務省)

讃岐行政評価局長、吉開官房審議官、泉官房審議官、菅原総務課長、長瀬企画課長、大槻政策評価課長、佐々木政策評価課企画官、石川政策評価課企画官、川瀬政策評価課専門官、佐藤政策評価課専門官、楠本客観性担保評価推進室課長補佐

4. 議 題

- 1 目標管理型評価ワーキング・グループの検討状況
- 2 規制評価ワーキング・グループの検討状況
- 3 公共事業評価ワーキング・グループの検討状況
- 4 その他、政策評価に関する取組状況

5. 資 料

- 資料1 目標管理型評価ワーキング・グループの検討状況
資料2 規制評価ワーキング・グループの検討状況
資料3 公共事業に係る政策評価の改善方策（最終取りまとめ検討案骨子）
資料4 租税特別措置等に係る政策評価の点検結果について
資料5 次回の審議日程

参考資料1 規制に係る政策評価の制度改正の概要

参考資料2-1 公共事業に係る政策評価の改善方策(平成28年度中間取りまとめ)
(概要)

参考資料2-2 公共事業に係る政策評価の改善方策(平成28年度中間取りまとめ)

6. 会議経過

(1) 事務局から、目標管理型評価ワーキング・グループの検討状況について、資料1に沿って説明が行われ、その後意見交換が行われた。意見の概要は以下のとおり。

- ・ 改善方策やロジックモデルについて、地方自治体の評価担当者にとっても役立つ研究を行ってほしいとの意見があった。本意見に対し、事務局から、地方にも研究結果を共有したいとの説明があった。
- ・ ロジックモデルについて、従来からその重要性が指摘されているにもかかわらず、なかなか普及していない原因は、ロジックモデルの作り方が明確に共有されていないことや必要なスキルを持った人材の育成が進んでいないことにあるため、問題の切り出し方等を含んだロジックモデルの作成方法を共有することが望ましいとの意見があった。本意見に対し、事務局から、行政評価局において政策評価に関する統一研修を開催しており、また、政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究において、ロジックモデルの作成方法を含めて考えていきたいとの説明があった。
- ・ 事前分析表に関するチェック項目のうち、分析方法について、外部要因を除いた分析は困難との認識を示しつつも、どのような議論があるのかとの質問に対し、事務局から、第1次産業に関して、評価書において外部要因の分析を行っている優良事例があるとの回答があった。

(2) 事務局から、規制評価ワーキング・グループの検討状況について、資料2に沿って説明が行われた。

その後、規制評価ワーキング・グループの田辺主査から補足説明があり、意見交換が行われた。意見の概要は以下のとおり。

- ・ 規制評価ワーキング・グループの議論について、評価をどうやるかから、その実践に移った。今回検討したものは規制緩和が多く、メインターゲットとなるようなものは少なかった。また、規制緩和を評価する際は、簡素化した評価手法を用いれば良いがあまり使われていない状況にある。使われていない理由を各府省に聞きたいとの意見があった。
- ・ 規制の政策評価に関する制度改正について、改正した「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」において、遵守費用を定量化することとした。制度改正後に公表された評価書における定量化の取組は、従来よりも良くなっているものの、定量化されていないものも多い。各府省は不確かな数字を公表するのは不安だと思うが、評価書に何も書いていないと、何も考えていないかのように見えてしまう。遵守費用は、どのような費用が必要かという①費用項目と、②対象者数、③対象者にどの程度費用が必要か、の3つが分かれば良い。しかし、規制の対象者数が分からないため定量化できないという事例があった。分からないとは思えないので、そういった数字を各府省が公表できるような仕組みを作っていきたいとの意見があった。

- ・ 点検結果のフィードバックの仕方について、重箱の隅をつつくような細かい指摘は意味がなく、ここが重要であるとか、こういうところをやってもらいたいなどという観点を行政評価局が示し、各府省とやり取りを重ねてもらいたいとの意見があった。
- ・ 規制の政策評価の事務参考マニュアルについて、マニュアルに対する各府省の意見はどのようなものがあるのかという質問に対し、事務局から、各府省からの意見については把握していないとの回答があった。
- ・ 規制の所管省庁が当該規制の対象者数の規模を把握していないと言っているとのことだが、対象が分かっていない状況で規制を作るとするのは、何を対象に、どう規制を設計したのかというところが問われることになる。規制の制度設計の在り方そのものも確認する必要があるのではないかとの意見があった。

(3) 事務局から、公共事業評価ワーキング・グループの検討状況について、資料3に沿って説明が行われた。

その後、公共事業評価ワーキング・グループの白石主査から補足説明があり、意見交換が行われた。意見の概要は以下のとおり。

- ・ 委員視察を通じて、完了後の事後評価は必要だという自治体の意識が感じられたとの意見があった。
- ・ 完了後の事後評価における効果検証について、公共事業はプロジェクトサイクルが長期にわたることから事業による直接的な効果と波及効果を分離することは困難ではないかとの意見があった。本意見に対し、事務局から、国土交通省の公共事業評価に関する研究会において、ストック効果に関連して地域、雇用等に波及する効果を幅広く把握するための議論が進められており、そういった状況も踏まえながら、波及効果の取扱いについて今後議論を深めてまいりたいとの説明があった。
- ・ 完了後の事後評価の事例研究の対象として水産関係公共事業及び港湾整備事業を選定した理由は何かとの質問があった。本質問に対し、今年度は昨年度の点検（情報収集）対象事業を活用して事例研究を実施しているが、点検（情報収集）対象事業はテーマを決めて毎年ローリングで選定しているものであるとの回答があった。
- ・ 上記に関連し、水産関係公共事業や港湾整備事業の場合、海に面している地域に限定されるが、例えば道路事業であれば、国道・県道・市道など対象地域も広く、事例研究の結果を横展開しやすく、自治体の参考にもなり得るのではないかとの意見があった。
- ・ 上記に関連し、水産関係公共事業及び港湾整備事業を点検対象事業として選定した理由として、両事業には類似した効果があるが、各省で異なる取扱いをしていないかとの視点で、それぞれのデータの取扱いなどの実態を把握することとして選定した経緯があるとの意見があった。

- ・ 法令上義務付けされていない完了後の事後評価に積極的に取り組んでいる省とそうでない省がある理由は何かとの質問に対し、所管する事業区分とその内容によるところも大きく、後者の省の中には所管する公共事業が全て補助事業であり、事業主体の協力を得ながら評価を実施するという状況の中で、これまで国から積極的に完了後の事後評価の実施を促すことを行ってこなかったといった経緯もあると認識しているとの回答があった。
- ・ 上記に関連し、完了後の事後評価を積極的に実施している省は、完了後の事後評価を通じて、自らが実施している事業の意義を国民に示したいというモチベーションが高いのではないかとの意見があった。
- ・ 全ワーキング・グループの共通事項として、今後は指摘事例のみならず、優良事例についても発信していくべきとの意見があった。

(4) 事務局から、租税特別措置等に係る政策評価の点検結果について、資料4に沿って説明が行われ、その後意見交換が行われた。意見の概要は以下のとおり。

- ・ 租税特別措置等（以下、「租特」という。）に係る政策評価の点検の対象について、平成30年度の税制改正要望全てを対象としたのか、それとも主税局が認める予定の租特のみを対象としたのかとの質問に対し、事務局から、税制改正要望の際に実施されている法人税関係租特の評価を全て対象としているとの回答があった。
- ・ 評価した租特の税制改正要望の結果は把握しているか、例えば良い事例として掲載されている事例①「明確な達成目標が設定され、事後的な検証方法が明らかにされている評価書」についてはどうなったかとの質問に対し、事務局から、結果は確認しており、事例①については認められたとの回答があった。
- ・ 事例④「効果に関する分析・説明が不十分な評価書（実績と見込みがかい離）」は平成28年度の実績が19件であるのに、なぜ30年度に460件を見込んでいるのかとの質問に対し、事務局から、過去の実績に比べ将来の見込みが大きく、そのロジックが分からないため指摘をしている。ただし、政府のKPIで設定されている目標を考える必要もあるとの説明があった。
- ・ 事例⑥「分析・説明が著しく不十分な評価書」について、適用数や減収額は税制改正要望の際、要望書に記載する必要があるはずであり、それすらできていないのかとの質問に対し、事務局から、これらについては各府省から税制の内容を審議会等において議論している最中のため分析困難といった回答を得ているものである。議論が進み次第速やかに反映するべきであると考えているとの回答があった。

(5) 事務局から、次回の審議日程について、資料5に沿って説明が行われた。

以上

(文責：総務省行政評価局)